

民泊施設における感染症対策に関する安全性評価認定制度は、令和2年6月より実施。

## ◆評価認定の方法

日本民泊協会において書面及び訪問審査を行い、感染症の専門家による慣習を経て、大阪観光局、日本民泊協会で作成した民泊における「感染症対策ガイドライン」をを基に、以下の項目について評価認定。

- ・ガイドラインに基づいた感染症対策を遵守し、しっかりと感染症拡大防止の意識を持って、民泊の運営に努めているか。
- ・ガイドラインに基づいた作業チェックリストをクリアし、より高いレベルでの感染症対策を実施しているか。
- ・講習会等にも参加し、専門的な知識を習得し、より効果的な感染戦症対策が実施できているか。
- ・感染症対策の経験を運営施設だけでなく、近隣、自宅、職場など、地域全体の感染症対策にも役立てているか。  
など

**事業者の申請に基づき認定  
非会員事業者も対象にしております。**

今後さらなる **安全性キャリアアップ!**



「1つ星」でスタート  
感染症対策の取り組みが  
優秀な民泊事業者



「2つ星」へアップ!  
チェックシートをクリアし  
感染症対策の取り組みが  
レベルアップした  
民泊事業者



「3つ星」へアップ!  
講習会等にも参加し、  
専門的な知識を習得した  
さらにレベルの高い  
民泊事業者